

審 第 2 6 2 9 号

答 申 第 2 5 8 号

令和3年2月26日

千葉県公安委員会委員長 小堀 陽史 様

千葉県個人情報保護審議会

会 長 土 屋 俊

審査請求に対する裁決について（答申）

平成30年12月26日付け公委（〇〇警）発第〇〇号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第243号

平成30年11月27日付けで審査請求人から提起された、平成30年11月19日付け〇〇警発第〇〇号で行った自己情報部分開示決定に対する審査請求の裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が平成30年11月19日付け〇〇警発第〇〇号で行った自己情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は結論において妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成30年11月7日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、「私が平成〇〇年〇〇月〇〇日に自転車がたおれてきて車が傷ついた事について、〇〇署に相談したときに作成された〇〇署が保有する警察相談票」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、「警察相談票 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け 管理番号〇〇」（以下「本件文書」という。）を特定し、本件決定を行った。
- (3) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関の上級行政庁である千葉県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、平成30年11月27日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 諮問実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により、平成30年12月26日付け公委（〇〇警）発第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は、審査請求書及び反論書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 本件審査請求の趣旨

ア 本件決定の取消しを求める。

イ 開示請求書「開示請求をする自己の個人情報の内容」記載の情報の全部開示する。

との裁決を求める。

(2) 本件審査請求の理由

- ア 相手方欄の一部及び措置結果欄は相手方からの聴取内容及びそれを聴取した相手が誰であるかが記載されている部分であり、相手方の不法行為により所有する自動車に損傷を受けた事件について、損害賠償請求を行う際、その立証に必要不可欠で最も重要な部分である。したがって、不開示部分が、損害賠償権という財産の保護に必要なことは明らかであるから、条例第17条第2号ただし書きに該当し、不開示は誤りである。
- イ 措置結果の部分は、相談者から相談を受けたことに対し、いかなる措置をとったかを客観的に記載するものであり、相談者としては自己の相談を適切に応じてくれたかを判断するのに不可欠な記載である。相手方の言動を一切開示されないというのであれば条例の趣旨に反することは明らかである。相談業務の相手方たる県民も、警察から聴取を受けた場合、それが警察において記録され、保管されることについては、当然認識しているはずであるから、個人情報の開示請求等により開示されたとしても、警察の相談業務への信頼が損なわれるとは到底考えられない。
- ウ さらに百歩譲って、相手方欄の一部及び措置結果欄の不開示部分を全て開示すると条例第17条第6号ハに該当するとしても、相手方欄の一部のみを不開示とすれば、聴取の相手方が明らかにならず、相手方による警察相談業務への信頼が損なわれることはあり得ない。したがって、相手方欄の一部及び措置結果欄の不開示部分のうち、相手方欄さえ不開示とすれば、条例第17条第6号ハには該当しない。
- エ 損害賠償請求権を行使するために最も重要な、請求の相手方の対応が明らかにならなければ、部分開示など何の意味もない。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 対象文書の特定

実施機関において、本件開示請求の内容及び対象文書の検索を実施したところ、審査請求人が求める「私が平成〇〇年〇〇月〇〇日に自転車がたおれてきて車が傷ついた事について、〇〇署に相談したときに作成された〇〇署が保有する警察相談票」は、本件文書と特定した。

(2) 警察相談票の性質

ア 警察相談の定義

「警察相談」とは、警察に対し、指導、助言、相手方への警告、検挙等、何らかの権限行使その他の措置を求めるものをいう。

イ 警察相談票の作成

(ア) 県本部総合相談窓口

県本部総合相談窓口になされた警察相談については、相談者からそ

の内容の詳細を聴取し、警察相談票を作成の上、所属長に報告するものとする。ただし、軽易な警察相談については、警察相談票を警察相談受付票に代えることができる。

県本部総合相談窓口は、処理部門に引継ぎを要する警察相談に関し、警察相談票をもって確実に引き継ぐものとする。

(イ) 署総合相談窓口

署総合相談窓口になされた警察相談については、相談者の人定事項及び相談概要を聴取の上、処理部門に確実に引き継ぐものとする。

署総合相談窓口は、次長の指揮を受け、その処理部門を指定する。

(ウ) 処理部門

処理部門は、その所掌事務に係る警察相談を処理するものとし、相談者からその内容詳細を聴取した後、警察相談票を作成の上、所属長に報告する。ただし、軽易な警察相談については、警察相談票を警察相談受付票に代えることができる。

処理部門は、相談の処理状況について、その経過を警察相談経過票に記載の上、適宜所属長に報告するものとする。

(3) 本件決定の理由

ア 条例第17条第2号及び千葉県個人情報保護条例第17条第2号ハの警察職員を定める規則（平成17年千葉県規則第65号。以下「警察職員規則」という。）に該当

別表の番号（以下単に「番号」という。）②取扱者欄の氏名

警部補以下の階級にある警察官の氏名であり、条例第17条第2号及び警察職員規則で定める警察職員の氏名に該当するため。

イ 条例第17条第2号に該当

番号①

職員番号は、警察職員個々に付与された番号であり、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報に該当するため。

ウ 条例第17条第2号及び第6号ハに該当

(ア) 番号④

審査請求人以外の個人に関する情報及び警察官の判断等により区分された以後の取扱方針等が記載されており、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であるとともに、開示することにより、関係者に誤解や憶測を招き、警察業務への信頼関係が損なわれる等、相談業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

(イ) 番号⑤及び⑨

審査請求人以外の個人に関する情報が記載されており、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であるとともに、開示することにより、関係者に誤解や憶測を招き、警察業務への信頼関係

が損なわれる等、相談業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

(ウ) 番号⑥、⑦及び⑧

審査請求人以外の個人に関する情報並びに危険性及び緊急性の有無等を総合的に勘案して判断した後の取扱方針が記載されており、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であるとともに、開示することにより、関係者に誤解や憶測を招き、警察業務への信頼関係が損なわれる等、相談業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

エ 条例第17条第6号に該当

番号③

一般には公表されていない警察電話の内線番号であり、開示することにより、当該内線電話の開設目的とは異なる架電を誘発したり、関係者から抗議を受ける等、警察業務の公正若しくは円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

オ 条例第17条第6号ハに該当

番号⑩

警察官が判断して記載した内容であり、開示することにより、関係者の誤解や憶測を招き、以後の相談業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

(4) 本件決定の妥当性

審査請求人は、前記3(1)のとおり、本件決定の取消しを求めていることから、不開示部分について検討を実施した。

ア 番号②

条例第17条第2号及び警察職員規則該当の妥当性

条例は、審査請求人に係る個人情報の開示請求権を保障する一方で、条例第17条第2号本文により、審査請求人以外の特定の個人を識別できるもの又は審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、開示対象から除外する旨を規定している。

また、条例第17条第2号は、同号本文に該当するものであっても、ただし書イ、ロ、ハ及びニに該当する場合は開示しなければならない旨を規定している。

本件文書の該当部分は、条例第17条第2号本文に該当するとして不開示としており、いずれもただし書には該当しないと判断している。

以下、条例第17条第2号のただし書該当性について検討する。

(ア) 同号ただし書イについて

ただし書イは、「法令等の規定により又は慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」を不開示とす

る個人情報の例外として開示する規定である。

本件文書において、同号により不開示とした審査請求人以外の特定の個人に関する情報については、その情報を第三者に提供する法令等や慣行性は存在しない。

したがって、同号により不開示とした情報については、同号ただし書イには該当しない。

(イ) 同号ただし書ロについて

同号ただし書ロは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」は開示すると定めている。

該当性の判断にあつては、「当該情報を不開示にすることの利益と開示することの利益との調和を図ることが重要であり、審査請求人以外の個人に関する情報について、不開示にすることにより保護される審査請求人以外の個人の権利利益よりも、審査請求人を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならない」とするものであるとされている。

本件開示請求の対応において、審査請求人以外の特定の個人に関する情報や同相談の対応に関与した警察官の氏名等を不開示とすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護に影響を及ぼすとは考えられず、開示することの必要性は認められない。

したがって、同号により不開示とした情報については、同号ただし書ロには該当しない。

(ウ) 同号ただし書ハについて

同号ただし書ハは、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び職務遂行の内容に係る部分については、開示することを規定している。

ただし、同号かつこ書により、「(警察職員であつて規則で定めるものの氏名を除く。)」としており、警察職員規則には、第1号の「警部補以下の階級にある警察官」、第2号の「前号の階級に相当する職にある警察官以外の職員」の一定の階級にある警察官及び同階級に相当する職にある警察職員の氏名は不開示とすることを規定している。

本件文書において不開示とした警察官氏名は、警部補以下の階級にある警察官の氏名であり、警察職員規則に該当する。

(エ) 同号ただし書ニについて

同号ただし書ニは、イ、ロ及びハに該当しない情報であり、かつ、開示することによって個人の生命、身体、財産その他の利益を侵害するおそれがないことが、審査請求人と審査請求人以外の個人の関係や個人情報の内容等から客観的に判断できる情報を開示する規定であ

る。

したがって、一般的には個人情報を他人に明らかにすることは不利益であると考えられることから不開示とすることとなるが、例えば、自己の個人情報に含まれる第三者に関する情報で審査請求人がすでに知っていることが明らかであり、当該第三者も審査請求人に了知されていることを認識していると考えられ、かつ、当該第三者と審査請求人が利害を共通にする立場にある場合は、当該情報を開示しても第三者の権利利益を侵害することではなく、当該情報は開示されるものである。

本件文書に係る相手方等の情報を審査請求人が既に知っているのかわかりやすく、審査請求人と相手方等の利害が共通しているとはいえないことから、同号ただし書二には該当しない。

(オ) 小括

したがって、番号②を不開示とした決定に誤りはない。

イ 番号①

条例第17条第2号該当の妥当性

条例第17条第2号については、前記アに述べたとおりである。

職員番号は、警察職員個々に付与された番号であり、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報である。

したがって、番号①は、条例第17条第2号に該当することから不開示とした決定に誤りはない。

ウ 番号③

条例第17条第6号該当の妥当性

条例第17条第6号は、県の機関等の事務又は事業の適正な遂行を確保するため、事務又は事業を類型化してそれぞれ不開示とする情報の要件を定めたものであり、本文では、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定し、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を包括的に定めている。

警察電話は、本来的に機密性が要求される警察業務の特殊性から、内部でのみ利用することを目的として設置された警察独自の情報通信網の一つであり、その番号は、実施機関の各部署に割り当てられているものであるが、これについても、内部でのみ利用することを目的として設置された警察独自の情報通信網の固有情報である。

したがって、これらの番号が開示されることにより、警察業務の適正

な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報と認められる。

よって、番号③は、条例第17条第6号に該当することから不開示とした決定に誤りはない。

エ 番号④、⑤、⑨、⑥、⑦及び⑧

条例第17条第2号及び第6号ハ該当の妥当性

条例第17条第2号及び第6号については、前記ア及びウに述べたとおりである。

条例第17条第6号では、同号イからへまで例示的に掲げており、同号ハでは、「指導、相談、評価、選考、判定、診断等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な遂行に支障を及ぼすおそれ」を不開示情報と規定している。

(ア) 番号④

人身安全関連欄は、相談内容を検討して人身安全関連事案該当の有無を項目にチェックし、該当する場合は、その事案の種別「男女間」、「ストーカー」、「DV」等をチェックするものであり、最終的に所属長が判断する。

この事案該当の有無及び種別は、相談内容やその相手方に関する情報等を総合的に判断するものであり、審査請求人が申し立てた内容や同内容に基づく関係者等の調査事項から判断された情報であるため、審査請求人以外の個人情報に該当するとともに、審査請求人以外の第三者の個人情報にも該当する。

人身安全関連のチェック項目を開示した場合には、相談者が考える事案との差異等関係者からの誤解や憶測を招き、以後の相談業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、番号④は、条例第17条第2号及び第6号ハに該当することから不開示とした決定に誤りはない。

(イ) 番号⑤及び⑨

番号⑤及び⑨は、相手方から聴取した内容が記載されており、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報である。さらに、同不開示部分について相手方は、警察から聴取を受けて回答していることから、「警察において記録され保管されること」について認識していたとしても、相手方が同不開示部分を本人以外の第三者に開示することを想定しているかどうかについては明確ではなく、本人の明確な同意がない以上、開示することにより、同人からの誤解や憶測を招き、警察業務への信頼が損なわれるなど、相談業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、番号⑤及び⑨は条例第17条第2号及び第6号ハに該当す

るとして、不開示とした決定に誤りはない。

(ウ) 番号⑥

警察で受理した相談にあっては、処理担当課長が指揮伺い欄を記載し、所属長が所属長指揮事項欄を記載する。

そして、指揮伺い欄及び所属長指揮事項欄については、相談内容や相手方に関する情報等を総合的に判断して、警察における以後の取扱い方針を記載しているものであるが、相談者の相談に基づく事案関係者等への警告等の権限行使その他措置に関する情報であることから、審査請求人本人の情報であるとともに、審査請求人以外の第三者の個人情報に該当することになる。

指揮伺い欄及び所属長指揮事項欄を開示した場合には、今後の事案に対する警察の処理要領を含む方針を開示することになり、相談者が考える方針との差異等関係者の誤解や憶測を招き、警察業務の信頼関係が損なわれるなど、相談業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(エ) 番号⑦及び⑧

措置区分欄及び危険度判定欄は、相談内容を検討し判断した危険度をA、B、Cの3段階で記載し、以後の取扱方針を決定する措置区分を記載するもので、最終的に所属長が総合的に勘案して判断する。

危険度判定は、審査請求人以外の個人情報（個人識別情報）に該当するとともに、同部分を開示した場合は、当該相談の危険性の判断を開示することになり、関係者からの誤解や憶測（相談者が感じている危険度の差異）を招き、以後の相談業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、番号⑥、⑦及び⑧について、開示情報として規定された前記アの条例第17条第2号ただし書きのいずれにも該当しないことから同号に該当し、また条例第17条第6号ハに該当するとして、不開示とした決定に誤りはない。

(オ) 番号⑩

番号⑩は、警察官が判断した内容であり、開示することにより、関係者の誤解や憶測を招き、以後の相談業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、番号⑩について、条例第17条第6号ハに該当することから不開示とした決定に誤りはない。

(5) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の理由において、「不開示部分が、審査請求人の損害賠償権という財産の保護が必要であることから、「人の財産を保護するため、開示することが必要と認められる情報」（条例第17条第2

号)に該当するため、不開示とする通知書は誤りである」、「相手方の言動を一切開示されないというのでは、条例1条の趣旨に反する」、「相手方欄さえ不開示とすれば、条例17条6号ハには該当しない」等主張しているが、実施機関は前記2(2)のとおり自己情報の部分開示を決定していること、また、不開示部分については前記(4)のとおり、それぞれの理由をもって不開示としていることから、本件決定は、条例の趣旨に背くものではなく、審査請求人の主張には理由がない。

(6) 結論

以上のことから、本件決定は、適法かつ妥当であると考えます。

5 審議会の判断

(1) 本文書及び不開示情報について

ア 本文書は、審査請求人からなされた警察相談(以下「本件相談」という。)について、本件相談の処理のため、千葉県警察相談取扱規程第6条第1項の規定により、警察職員が審査請求人から本件相談の内容の詳細を聴取した後、本件相談の要旨、措置結果等を記載した文書である。

イ 本文書のうち、実施機関が本件決定において不開示とした情報は、番号①から⑩までのとおりであり、審議会として、

(ア) 警察職員の職員番号及び氏名(番号①及び②。以下「本件氏名等情報」という。)

(イ) 警電番号(番号③。以下「本件警電番号」という。)

(ウ) 本件相談事案の人身安全関連事案該当の有無に係る警察職員の判断に関する情報(番号④及び⑧。以下「本件判断情報1」という。)

(エ) 本件相談事案の措置に係る警察の判断に関する情報(番号⑥及び⑦。以下「本件判断情報2」という。)

(オ) 審査請求人以外の本件相談事案の関係者に関する情報(番号⑤、⑨及び⑩。以下「本件第三者情報」という。)

と分類し別表のとおり整理した。

ウ 実施機関は、これらの不開示情報について、前記4(4)、(5)及び(6)のとおり、本件決定は妥当であると主張するので、以下、その不開示情報該当性について検討する。

(2) 不開示情報該当性について

ア 本件氏名等情報について

(ア) 実施機関は、本件氏名等情報のうち、氏名については、条例第17条第2号及び警察職員規則に該当し、職員番号については、条例第17条第2号に該当し、不開示が妥当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 本件氏名等情報は、警察職員の氏名及び警察職員個々に付与された職員番号であり、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるから、条例第17条第2号本文に該当する。

そして、氏名については、当該職員が警察職員規則第1号で定める警部補以下の階級にある警察官であることから、条例第17条第2号ただし書ハに該当せず、同号ただし書イ、ロ又はニに該当する特段の事情も認められない。

(ウ) したがって、本件氏名等情報は、条例第17条第2号に該当し、不開示が相当である。

イ 本件警電番号について

(ア) 実施機関は、本件警電番号について、条例第17条第6号に該当し、不開示が妥当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 警電番号は、実施機関の各部署に割り当てられているものであるが、本来的には、機密性を要求される警察業務の特殊性から内部でのみ利用することを目的として設置された警察独自の情報通信網の固有情報であると考えられる。

そうすると、本件警電番号が開示されることにより、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

(ウ) したがって、本件警電番号は条例第17条第6号に該当し、不開示が相当である。

ウ 本件判断情報1について

(ア) 本件判断情報1は、警察職員が本件相談内容を検討して、人身安全関連事案該当の有無及び危険度を判断した情報であり、本件文書の所定の欄において定型的に記載することとされている。

(イ) 実施機関は、本件判断情報1について、条例第17条第2号及び第6号ハに該当して不開示が妥当であると主張するが、審議会で見分したところ、本件判断情報1は、同条第6号ハに列挙された事務に直ちに該当するものとは認められないため、同条第6号該当性について検討する。

(ウ) 本件判断情報1は、前記(ア)のとおり、警察職員が本件相談内容に係る人身安全関連事案該当の有無及び危険度を判断した情報であり、本件判断情報1を開示した場合、本件相談に係る関係者からの誤解や憶測を招き、警察相談業務への信頼が損なわれ、警察相談業務の目的が達成できなくなり、又は警察相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

(エ) したがって、本件判断情報1は、条例第17条第6号に該当し、不開示が相当である。

エ 本件判断情報 2 について

(ア) 本件判断情報 2 のうち番号⑥は、警察職員が本件相談や相手方に関する情報等を総合的に判断して、警察における以後の取扱い方針を記載したものである。

また番号⑦は、相談内容を検討して判断し、以後の取扱い方針を決定する措置区分を記載するものである。

(イ) 実施機関は、本件判断情報 2 について、条例第 17 条第 2 号及び第 6 号ハに該当して不開示が妥当であると主張するが、審議会で見分したところ、本件判断情報 2 は、条例第 17 条第 6 号ハに列挙された事務に直ちに該当するものとは認められないため、同条第 6 号該当性について検討する。

(ウ) 本件判断情報 2 については前記 (ア) のとおりであり、警察相談の事務においては、事案を正確に記載することや警察における判断を様々な可能性を考慮して記載することが、不安を抱く県民に安心を与えるという目的を達成するためには必要である。

本件開示請求において、本件判断情報 2 を開示し、本件相談に係る実施機関における判断の内容が明らかになると、警察がとり得る指導、助言、警告、検挙等といった措置を発動する基準が明らかになってしまうおそれがある。仮に、それらが明らかになってしまうと、今後、警察の措置を回避しようとして、適切な解決を妨げる行動がとられることとなる可能性は否定できない。

さらには、開示された場合の影響を懸念して、担当者や所属長が記載を当たり障りのないものとした場合、正しい指揮が取れなくなる可能性も否定できない。

よって、本件判断情報 2 を開示すると、警察相談の事務の目的が達成できなくなり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

(エ) したがって、本件判断情報 2 は、条例第 17 条第 6 号に該当し、不開示が相当である。

オ 本件第三者情報について

(ア) 本件第三者情報は、警察職員が、本件相談の相手方である審査請求人以外の第三者から本件相談内容について聴取した情報であり、それをもとに警察官が判断した情報である。

(イ) 実施機関は、本件第三者情報のうち番号⑤及び⑨を条例第 17 条第 2 号及び第 6 号ハに該当し、また、番号⑩を同条第 6 号ハに該当するため不開示が妥当であると主張する。審議会で見分したところ番号⑩は警察官の判断情報であるとともに、審査請求人及び相手方の情報であるので、番号⑤及び⑨と併せて、同条第 2 号該当性について検討す

る。

(ウ) 本件第三者情報は、前記(ア)のとおりであり、審査請求人以外の特定の個人が識別できるものである情報、又は、開示することにより、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報と認められる。

(エ) 次に、条例第17条第2号ただし書該当性についてみると、同号ただし書イ、ロ、ハ又はニに該当する特段の事情も認められない。

(オ) したがって、本件第三者情報は、条例第17条第2号に該当し、実施機関が主張する同条第6号ハの該当性を検討するまでもなく、不開示が相当である。

(3) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成30年12月28日	諮問書（弁明書の写しを含む）の受理
平成31年2月4日	反論書の写しの受付
令和2年2月27日	審議（令和元年度第10回第1部会）
令和2年3月26日	審議（令和元年度第11回第1部会）
令和2年6月25日	審議（令和2年度第1回第1部会）
令和2年7月30日	審議（令和2年度第2回第1部会） 実施機関口頭理由説明
令和2年8月27日	審議（令和2年度第3回第1部会）

千葉県個人情報保護審議会第1部会（五十音順）

氏 名	職 業 等	備 考
海野 朋子	千葉家庭裁判所家事調停委員	
川瀬 貴之	千葉大学大学院 社会科学研究院准教授	

土屋 俊	大学改革支援・学位授与機構 研究開発部特任教授	部会長
永嶋 久美子	弁護士	部会長職務代理者

別表

番号	本件決定における不開示部分		本件決定における 不開示理由	審議会による区分
①	1 頁	取扱者欄の職員番号	条例第 1 7 条第 2 号	本件氏名等情報
②	1 頁	取扱者欄の氏名	条例第 1 7 条第 2 号及び 警察職員規則	本件氏名等情報
③	1 頁	取扱者欄の警電番号	条例第 1 7 条第 6 号	本件警電番号
④	1 頁	人身安全関連欄	条例第 1 7 条第 2 号及び 第 6 号ハ	本件判断情報 1
⑤	1 頁	相手方欄の住所、氏名、生年月日、職業、電話番号	条例第 1 7 条第 2 号及び 第 6 号ハ	本件第三者情報
⑥	1 頁	指揮伺い欄及び所属長指揮事項欄	条例第 1 7 条第 2 号及び 第 6 号ハ	本件判断情報 2
⑦	1 頁	措置区分欄	条例第 1 7 条第 2 号及び 第 6 号ハ	本件判断情報 2
⑧	1 頁	危険度判定欄	条例第 1 7 条第 2 号及び 第 6 号ハ	本件判断情報 1
⑨	2 頁	措置結果欄の 3 行目から 5 行目まで	条例第 1 7 条第 2 号及び 第 6 号ハ	本件第三者情報
⑩	2 頁	措置結果欄の 6 行目の 1 文字目から 8 文字目まで	条例第 1 7 条第 6 号ハ	本件第三者情報